

報道関係者 各位

令和3年12月24日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 佐藤 悦子

課 長 補 佐 内藤 彰彦

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5829、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は59万7,786.0人、

対前年比3.4%上昇、対前年差1万9,494人増加

・実雇用率2.20%、対前年比0.05ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は47.0%、対前年比1.6ポイント低下

＜公的機関＞（同2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。

・ 国 : 雇用障害者数 9,605.0人 (9,336.0人)、実雇用率 2.83% (2.83%)

・ 都道府県 : 雇用障害者数 1万143.5人 (9,699.5人)、実雇用率 2.81% (2.73%)

・ 市町村 : 雇用障害者数 3万3,369.5人 (3万1,424.0人)、実雇用率 2.51% (2.41%)

・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1万6,106.5人 (1万4,956.0人)、実雇用率 2.21% (2.05%)

＜独立行政法人など＞（同2.6%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

・雇用障害者数1万2,244.5人 (1万1,759.5人)、実雇用率 2.69% (2.64%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は597,786.0人で、前年より19,494.0人増加（対前年比3.4%増）し、18年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は359,067.5人（対前年比0.8%増）、知的障害者は140,665.0人（同4.8%増）、精神障害者は98,053.5人（同11.4%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、10年連続で過去最高の2.20%（前年は2.15%）、法定雇用率達成企業の割合は47.0%（同48.6%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満規模企業では2,080.0人であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、45.5～100人未満規模企業で62,175.0人（前年は58,350.0人）、100～300人未満で114,905.0人（同113,199.0人）、300～500人未満で51,657.5人（同50,824.5人）、500～1,000人未満で67,920.5人（同66,588.0人）、1,000人以上で299,048.0人（同289,330.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満規模企業では1.77%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、45.5～100人未満で1.81%（前年は1.74%）、100～300人未満で2.02%（同1.99%）、300～500人未満で2.08%（同2.02%）、500～1,000人未満で2.20%（同2.15%）、1,000人以上で2.42%（同2.36%）となった。

なお、1,000人以上規模企業が法定雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満規模企業では35.1%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、45.5～100人未満が45.7%（前年は45.9%）、100～300人未満が50.6%（同52.4%）、300～500人未満が41.7%（同44.1%）、500～1,000人未満が42.9%（同46.7%）、1,000人以上が55.9%（同60.0%）となり、全ての規模の区分で前年より減少した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「複合サービス事業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。

- 産業別の実雇用率では、「医療,福祉」(2.85%)、「農,林,漁業」(2.34%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.34%)、「生活関連サービス業,娯楽業」(2.34%)が法定雇用率を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和3年の法定雇用率未達成企業は56,618社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、63.9%と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は32,644社であり、未達成企業に占める割合は、57.7%となっている。

[詳細表1(5)]

○ 特例子会社の状況

- 令和3年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は562社(前年より20社増)で、雇用されている障害者の数は、41,718.5人(前年は38,918.5人)であった。
- 雇用者のうち、身体障害者は11,841.0人(同11,573.0人)、知的障害者は22,021.0人(同20,552.5人)、精神障害者は7,856.5人(同6,793.0人)であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

[詳細表1(7)]

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.6%)

国の機関に在職している障害者の数は9,605.0人で、前年より2.9%、269.0人増加しており、実雇用率は2.83%と、前年と同様であった。

国の機関は46機関全てにおいて達成。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)]

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

都道府県の機関に在職している障害者の数は10,143.5人で、前年より4.6%、444.0人増加しており、実雇用率は2.81%と、前年に比べ0.08ポイント上昇した。

知事部局は47機関中43機関が達成、知事部局以外は113機関中100機関が達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)]

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

市町村の機関に在職している障害者の数は33,369.5人で、前年より6.2%、1,945.5人増加しており、実雇用率は2.51%と、前年に比べ0.10ポイント上昇した。

2,477機関中1,763機関が達成。

[総括表2(3)、詳細表2(3)]

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は16,106.5人で、前年より7.7%、1,150.5人増加しており、実雇用率は2.21%（都道府県教育委員会は2.21%、市町村教育委員会は2.23%）と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中23機関が達成、市町村教育委員会は52機関中27機関が達成。

[総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)]

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は12,244.5人で、前年より4.1%、485.0人増加しており、実雇用率は2.69%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は91法人中80法人が達成、国立大学法人等は89法人中70法人が達成、地方独立行政法人等は184法人中134法人が達成。

[総括表 3、詳細表 3、4 (5)]

総括表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	27,156,780.5 人	597,786.0 人	2.20 %	50,306 / 106,924	47.0 %
	(26,866,997.0 人)	[499,985 人] (578,292.0 人)	(2.15 %)	(49,956 / 102,698)	(48.6 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	339,099.5 人	9,605.0 人	2.83 %	46 / 46	100.0 %
	(329,989.5 人)	[8,084 人] (9,336.0 人)	(2.83 %)	(44 / 45)	(97.8 %)
行政機関	309,694.0 人	8,813.5 人	2.85 %	37 / 37	100.0 %
	(300,586.5 人)	[7,477 人] (8,563.0 人)	(2.85 %)	(36 / 36)	(100.0 %)
立法機関	4,002.0 人	109.0 人	2.72 %	5 / 5	100.0 %
	(3,993.0 人)	[86 人] (109.5 人)	(2.74 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	25,403.5 人	682.5 人	2.69 %	4 / 4	100.0 %
	(25,410.0 人)	[521 人] (663.5 人)	(2.61 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

※行政機関における機関数の増は、公害等調整委員会において、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が38.5人以上となったことから、法律第38条に基づく障害者の雇用義務が新たに発生したことによる。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	361,308.0 人	10,143.5 人	2.81 %	143 / 160	89.4 %
	(355,407.5 人)	[7,868 人] (9,699.5 人)	(2.73 %)	(142 / 159)	(89.3 %)
都道府県知事部局	282,885.0 人	7,988.5 人	2.82 %	43 / 47	91.5 %
	(277,904.5 人)	[6,097 人] (7,634.5 人)	(2.75 %)	(42 / 47)	(89.4 %)
その他の都道府県機関	78,423.0 人	2,155.0 人	2.75 %	100 / 113	88.5 %
	(77,503.0 人)	[1,771 人] (2,065.0 人)	(2.66 %)	(100 / 112)	(89.3 %)

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうち2機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,329,895.5 人 (1,301,788.5 人)	33,369.5 人 [25,829 人] (31,424.0 人)	2.51 % (2.41 %)	1,763 / 2,477 (1,741 / 2,465)	71.2 % (70.6 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの129機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	729,403.5 人 (729,491.0 人)	16,106.5 人 [12,446 人] (14,956.0 人)	2.21 % (2.05 %)	50 / 99 (39 / 101)	50.5 % (38.6 %)
都道府県教育委員会	639,627.0 人 (639,291.0 人)	14,108.0 人 [10,841 人] (13,156.0 人)	2.21 % (2.06 %)	23 / 47 (15 / 47)	48.9 % (31.9 %)
市町村教育委員会	89,776.5 人 (90,200.0 人)	1,998.5 人 [1,605 人] (1,800.0 人)	2.23 % (2.00 %)	27 / 52 (24 / 54)	51.9 % (44.4 %)

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	455,189.5 人 (446,151.0 人)	12,244.5 人 [9,489 人] (11,759.5 人)	2.69 % (2.64 %)	284 / 364 (279 / 354)	78.0 % (78.8 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	217,385.0 人 (215,025.0 人)	6,069.5 人 [4,766 人] (5,955.0 人)	2.79 % (2.77 %)	80 / 91 (82 / 91)	87.9 % (90.1 %)
国立大学法人等	149,847.5 人 (148,949.5 人)	3,998.5 人 [2,997 人] (3,803.5 人)	2.67 % (2.55 %)	70 / 89 (70 / 89)	78.7 % (78.7 %)
地方独立行政法人等	87,957.0 人 (82,176.5 人)	2,176.5 人 [1,726 人] (2,001.0 人)	2.47 % (2.44 %)	134 / 184 (127 / 174)	72.8 % (73.0 %)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった機関のうちの9機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

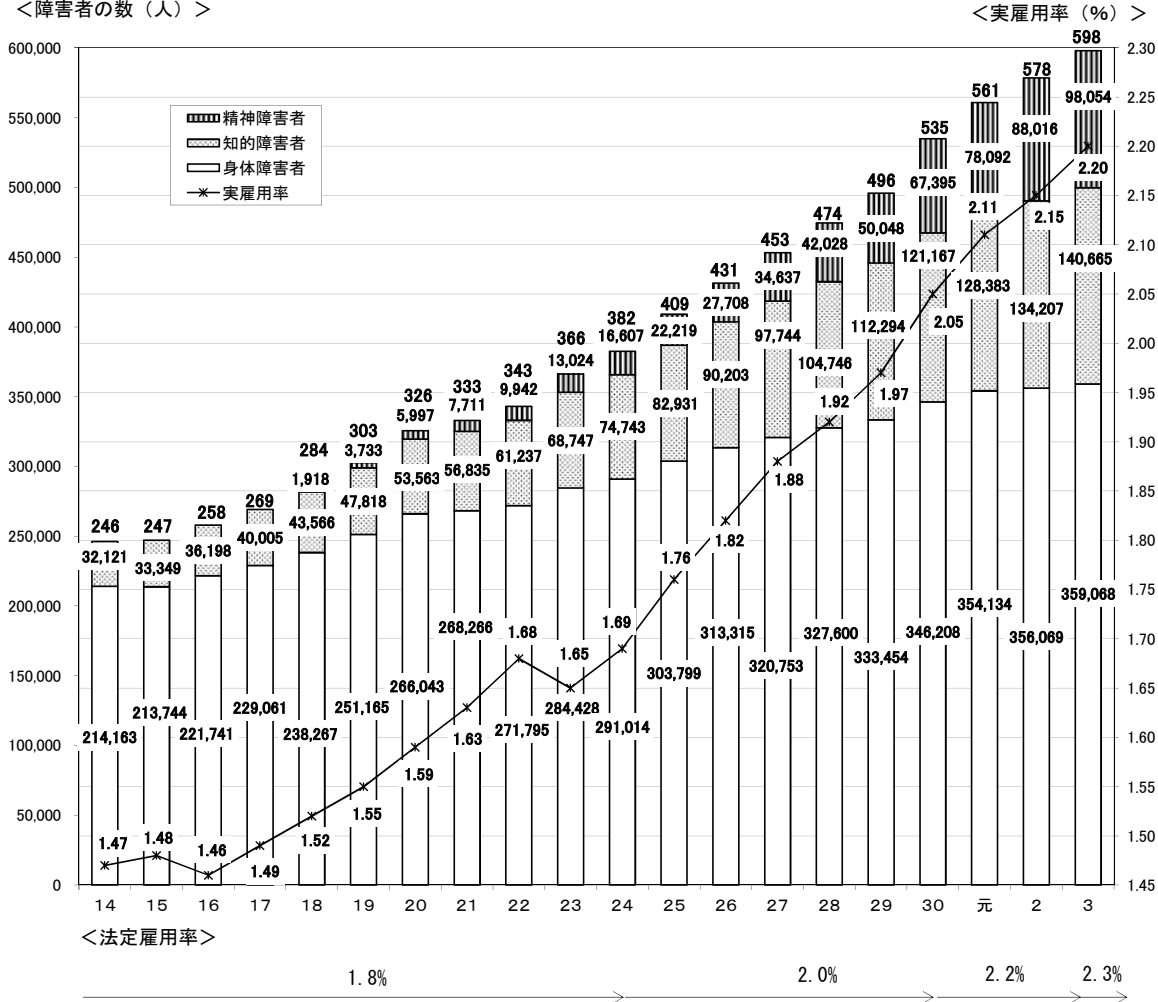
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの10機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの16機関は、令和3年12月1日までに達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること
② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移
<障害者の数(人)>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	平成23年以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

